

○財務省告示第七十八号
國債の發行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年二月十九日に發行した利付國債の發行條件等を次のとおり告示する。
平成二十二年三月九日

財務大臣 菅直人

四 發行方法	三 振替法の適用等	二 發行の根拠の条項及びその記述	一 回利付國庫債券（五年）（第八十七回）
機格を競争に付して行われる入 金は日本銀行とする。 下「振替法」という。の規定の 適用を受けるものとし、その振替	社債、株式等の振替に関する法律 へ平成十三年法律第七十五号。以 下「振替法」という。の規定の 適用を受けるものとし、その振替	特例に關する法律（平成二十一年 法律第十七号）第二条第一項及び 特別会計に關する法律（平成十九 年法律第二十三号）第四十七条规定の 振替法の適用等	財政運営に必要な財源の確保を 図るための公債の発行及び財政 投融資特別会計からの繰入れの 法律及びその記述

五

八 口 イ 方 募

入価・別債行争非者特国札非
札格第参市及入価・別債発競
発競Ⅱ加場び札格第参市行争
行争非者特国発競I加場入

各申込のうち応募価格の高い各申込ものからその応募額を順次割り当てます。各申込の応募額を案分により割り当てる。各申込の応募額を案分により割り当てる。各申込の応募額を案分により割り当てる。各申込のうち応募価格の高い各申込ものからその応募額を順次割り当てる。

る発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第一非価格競争入札発行」といふ。）及び価格競争入札の募集の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第二非価格競争入札発行」という。）

十 口 イ 一 發	九 八 振額最 替 額 單 面 位 金	行 争 者 特 國 札 非 入 価 發 競 札 格 行 行 札 格 第 參 市 行 爭 發 競 価 發 競 I 加 場 ' 入 行 爭 格 日	低 行 争 者 特 國 行 争 者 特 國 札 非 入 価 發 競 札 格 第 參 市 行 爭 發 競 II 加 場	行 争 者 特 國 行 争 者 特 國 札 非 入 価 發 競 札 格 第 參 市 行 爭 發 競 I 加 場	入 行
十額十額 一面錢面 錢金以金 額上額 百の百 円そ円 にれに つぞつ きれき 九の九 十應 九募 円価 九格	平す額の振 成るの記替 .整載法 数又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 円 百 百 二 十七 億 九 千 百 二十 一	万三 円千 四 百 百 二 十 七 億 九 千 百 二十 一	万千円二円 円九十五 百三十三 三億八千 二千七百 二億二千 二百八十八 一千五百四 九百四十四 九十九十 九十四千	

十四

初期利子

期平

と成控得は出に住時額金にの口るに
し二除税外しは者にへ額よに座も係
、十すの国た、又おたにりつにのる
次二る税法金前はいだ百算い記と所
の年こ率人額記外てし分出て載し得
算六とをがに→國取、のしは又て税
式月が乗適当の法得当二た、は振がい
に二でじ用該算人す該十金前記替源て
よ十きたを非式でる國を額記録口泉、
り日る金受居にあ者債乗か→さ座徵そ
算を。額け住よるがをじらのれ簿収の
出支～る者り場非発た當算る中さ利
し払を所又算合居行金該式ものれ子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{61}{365}$$

十
三
二

の経利入価・別債行
払過札格第参市及
込利発競Ⅱ加場び
み子率行争非者特国

(二)

→年

む十式は○
も号に、募・
のによ払入五
と規り込決パ
す定算金定一
るす出額のセ
。るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期参所金金期 利期
日加支額限 予以

平 財 日額平るい日毎
成 務 本面成利てを年
二 大 銀金二子、支六
十 臣 行額十をそ払月
か ら 百六支の期二
年 円年払日と十
二 月 に十う以し日
通 つ二。前、及
知 き月 六各び
月 十 き月 六各び
十九 受 月支十
日 け 円十 間払二
た 者 日 に期月
お す 月 に二
う す 月 にお十

額面金額 $\times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$ 規下は期た
定、が金
す次そ銀額
る号の行を
期及翌休
日び営業
に第業日
つ十日に
い六に當だ
て号支當だ
同に払たし
じおうる、
。いへと支
。て以き払